

香川県条例第22号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。)第9条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当<u>(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第16条において同じ。)</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第11条の3の規定による手当を含む。第16条において同じ。)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)を除いたものとする。</p> <p>(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。)第9条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第11条の3の規定による手当を含む。第16条において同じ。)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)を除いたものとする。</p> <p>(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、等級別基準職務表及び人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、人事委員会が定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>4 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会の定めるところにより決定する。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、</p>

(初任給調整手当)

第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給する。

(1)～(4) 略

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第7条の4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員

同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 次の各号に掲げる職員の第6項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第6項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

9～11 略

(初任給調整手当)

第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)～(4) 略

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあっては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（扶養手当）

第8条 略

（地域手当）

第9条の2 略

（扶養手当）

第8条 略

（地域手当）

第9条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県内の地域及び人事委員会規則で定める県外の地域に在勤する職員に支給する。

2 県内の地域に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の3.2を乗じて得た額とする。

3 県外の地域に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

- (2) 2級地 100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (3) 3級地 100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (4) 4級地 100分の8を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (5) 5級地 100分の4を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

4 前項の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

(技能職員の給与の種類及び基準)

第16条の3 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定の適用を受ける職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

(技能職員の給与の種類及び基準)

第16条の3 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定の適用を受ける職員の給与の種類は、給料、第2種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、勤務に対する報酬であって、<u>初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）</u>、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。</p>

(職員の職務の級ごとの定数)

第6条 略

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第7条 略

(初任給調整手当)

第19条の2 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手

(職員の職務の級ごとの定数)

第6条 略

2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、等級別基準職務表及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定する。

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより決定する。

3 略

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳以上の職員のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員の第3項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第3項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～8 略

(初任給調整手当)

第19条の2 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支

当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当を支給する。

- 3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

第19条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額）並びにこれに第21条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものには、人事委員会に協議して教育委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

（扶養手当）

第20条 略

給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

（扶養手当）

第20条 略

(地域手当)

第21条 略

(地域手当)

第21条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県内の地域及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める県外の地域に在勤する職員に支給する。

2 県内の地域に在勤する職員の地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の3.2を乗じて得た額とする。

3 県外の地域に在勤する職員の地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の20を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合

(2) 2級地 100分の16を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合

(3) 3級地 100分の12を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合

(4) 4級地 100分の8を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合

(5) 5級地 100分の4を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合

4 前項の地域手当の級地は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

5 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第8条まで、第9条の4及び第11条の4の規定、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第5条から第7条まで、</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第8条まで、第9条の4及び第11条の4の規定、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第5条から第7条まで、</p>

第17条、第19条の2から第20条まで、第22条、第22条の2、第23条（同条第1項第7号に係るものに限る。）及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2・3 略

第17条、第19条の2、第20条、第22条、第22条の2、第23条（同条第1項第7号に係るものに限る。）及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2・3 略

（香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当（<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。</u>）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当とする。</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第5条 <u>第1種初任給調整手当</u>は、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p> <p>第5条の2 <u>第2種初任給調整手当</u>は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員をいう。第21条第2項及び第27条第2項において同じ。）その他の管理者が定める職員にあつては、管理者が定める額）並びにこれに第7条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当とする。</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第5条 <u>初任給調整手当</u>は、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p>

額)に12を乗じ、その額を管理者が定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回る職員に対して支給する。

(扶養手当)

第6条 略

(給与の減額)

第21条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。))の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、管理者が定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は子育て部分休暇(当該職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。))を除く。))がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(同法第2条第1項において子に含まれる

(扶養手当)

第6条 略

(給与の減額)

第21条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。))の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月(職員~~の定年等に関する~~条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条の規定により採用された職員(第27条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。))にあっては、管理者が定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は子育て部分休暇(当該職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。))

ものとされる者を含む。)を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

除く。)がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。)を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第5条 職員の修学部分休業に関する条例(平成19年香川県条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。)第12条及び公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに給料の月額及び給料の特別調整額又は管理職手当に対する地域手当、給料の月額に対する特勤手当(職員給与条例第11条の3又は学校職員給与条例第23条の3の規定による手当を含む。)、へき地手当(へき地手当等に関する条例(昭和46年香川県条例第16号)第5条の規定による手当を含む。)、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)、在宅勤務等手当、特殊勤務手当(手当の額が月額をもって定められているものに限る。)、給料の特別調整額、管理職手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。)第12条及び公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに給料の月額及び給料の特別調整額又は管理職手当に対する地域手当、給料の月額に対する特勤手当(職員給与条例第11条の3又は学校職員給与条例第23条の3の規定による手当を含む。)、へき地手当(へき地手当等に関する条例(昭和46年香川県条例第16号)第5条の規定による手当を含む。)、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに初任給調整手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当(手当の額が月額をもって定められているものに限る。)、給料の特別調整額、管理職手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p> <p>2・3 略</p>

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)にあっては給料並びに初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。)、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当(職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。))第11条の3又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。))第23条の3の規定による手当を含む。)、へき地手当(へき地手当等に関する条例(昭和46年香川県条例第16号)第5条の規定による手当を含む。)、超過勤務手当、夜勤手当、休日給及び宿日直手当(以下「各種手当」という。)並びに期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)にあっては報酬並びに期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)にあっては給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当(職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。))第11条の3又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。))第23条の3の規定による手当を含む。)、へき地手当(へき地手当等に関する条例(昭和46年香川県条例第16号)第5条の規定による手当を含む。)、超過勤務手当、夜勤手当、休日給及び宿日直手当(以下「各種手当」という。)並びに期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)にあっては報酬並びに期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2 略</p>

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第7条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年香川県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(定義)</p> <p>2 略</p>	<p>附 則</p> <p>(定義)</p> <p>2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。</p> <p>(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項又は</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置)

24 職員の給与に関する条例附則第4項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

25 暫定再任用職員の給料月額、当該暫定再任用職員が職員の給与に関する条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この項から附則第28項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される同条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

27 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

28 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、職員の給与に関する条例第7条の4、第14条の4第3項及び第4項並びに第14条の5第4項の規定を適用する。

第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員をいう。
(4) 暫定再任用職員等 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員をいう。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置)

24 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第4項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

25 暫定再任用職員の給料月額、当該暫定再任用職員が新給与条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この項から附則第28項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員の給与に関する条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

27 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員の給与に関する条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第16条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(附則第41項において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

28 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条の4第3項及び第4項並びに第14条の5第4項の規定を適用する。

29 職員の給与に関する条例第14条の8第1項の職員に暫定再任用職員等が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等（次号において「暫定再任用職員等」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等」とする。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う公立学校職員の勤務延長に関する経過措置）

31 公立学校職員の給与に関する条例附則第5項から第12項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

32 暫定再任用職員の給料月額、当該暫定再任用職員が公立学校職員の給与に関する条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第35項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条例第5条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

34 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される公立学校職員の給与に関する条例第5条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定

29 新給与条例第14条の8第1項の職員に暫定再任用職員等が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等（次号において「暫定再任用職員等」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等」とする。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う公立学校職員の勤務延長に関する経過措置）

31 第3条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）附則第5項から第12項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

32 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が新学校職員給与条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第35項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新学校職員給与条例第5条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、公立学校職員の給与に関する条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

34 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新学校職員給与条例第5条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、公立学校職員の給与に関する条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第15条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（附則第41項において「新学校職員勤務時間条例」という。）

する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

35 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、公立学校職員の給与に関する条例第19条の3第1項、第23条の4第1項及び第2項、第24条の3第3項並びに第24条の7第2項の規定を適用する。

36 公立学校職員の給与に関する条例第24条の6第1項の職員に暫定再任用職員等が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等（次号において「暫定再任用職員等」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等」とする。

（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

40 暫定再任用短時間勤務職員は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

41 暫定再任用短時間勤務職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

35 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第23条の4第1項及び第2項、第24条の3第3項並びに第24条の7第2項の規定を適用する。

36 新学校職員給与条例第24条の6第1項の職員に暫定再任用職員等が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等（次号において「暫定再任用職員等」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等」とする。

（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

40 暫定再任用短時間勤務職員は、新学校職員勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員勤務時間条例の規定を適用する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

41 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第7条の4第1項の規定の適用については、同項中「第9条の2」とあるのは、「第9条の2第1項及び第2項並びに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年香川県条例第

37号) 附則第8項」とする。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、第1条、第5条及び第6条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 4 第2条及び第3条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。